

建築物の所有者・管理者の皆様

ご存じですか

応急危険度判定制度

罹災証明 交付のための被害調査とは異なります



福島市
FUKUSHIMA CITY

被災建築物

二次的被害の防止

被災建築物の「応急危険度判定」とは、大地震により被災した建築物について、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物（外壁、窓ガラス）、転倒物による人命にかかわる二次的災害を防止するため、できる限り早く（暫定的、緊急）、短時間（被災後おおむね二週間程度）に建築物の被災状況を調査し、当面の被災建築物の使用（恒久的復旧までの間）の可否について判定する制度です。

- 余震等による建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度
- 建築物の部分落下や転倒等によって引き起こされる人命の危険度

判定は、建築技術者等の応急危険度判定士が、現地において、主として建築物の外観から目視により建築物及び建築物の部分等の沈下、傾斜、破壊等を調査し、不在の場合でも判定を行います。

判定結果は、 緑（調査済）・ 黄（要注意）・ 赤（危険）の三段階で区分し、建築物の出入口などの見えやすい場所に設置することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしています。

あなたの住まい 地震への備えは大丈夫ですか？

過去の大地震に耐えても、次の地震に耐えられる保証はありません。
地震から生命や財産を守るため、住まいの耐震化を進めましょう。



写真提供 災害写真データベース



お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

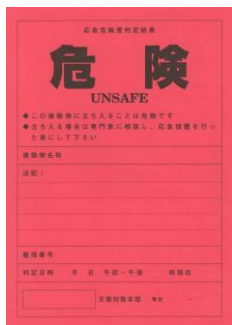
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 応急危険度判定

検索

被災建築物応急危険度判定の概要

■判定結果

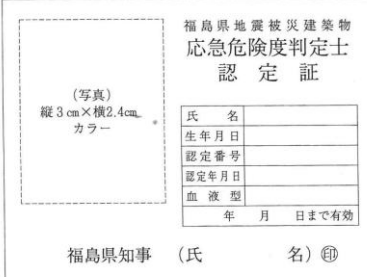
判定標識（緑）	判定標識（黄）	判定標識（赤）
調査済	要注意	危険
この建築物は使用可能です	この建築物に立ち入る場合は、 十分注意してください	この建築物に立ち入ることは、 危険です 立ち入る場合は、専門家（建築技術者 等）に相談してください
「危険」又は「要注意」に該当しない	建築物の沈下、傾斜、構造躯体の被害 （Bランク）	建築物の沈下、傾斜、構造躯体の被害 （Cランク）
		

「危険」の判定でも、修繕や修復ができる場合がありますので、あわせてに専門家（建築技術者等）に相談してください。

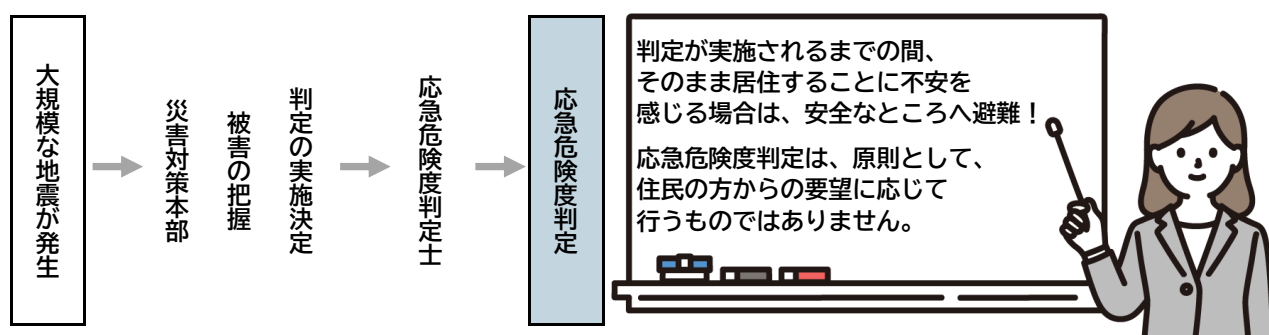
■応急危険度判定士とは

地震被災建築物応急危険度判定士は、被災地において、市町村長又は、都道府県知事の要請により応急危険度判定を行う技術者です。

福島県においては、総合的な地震対策を講ずるため、平成7年5月に福島県建築物地震対策連絡協議会を設立し、平成7年11月に応急危険度判定士認定制度を創設しました。応急危険度判定講習会を受講した建築技術者等や地方公共団体職員等が、知事に対し「認定申請書」を提出することで認定されます。



■判定の流れ



■「赤（危険）」＝「全壊」ではありません

「応急危険度判定」は、地震発生後の二次災害防止（人命保護）のために行うもので、「罹災証明」交付のための被災度区分判定（被災住家被害認定）とは異なります。各種支援制度に必要な調査は、別に実施されますのでご注意ください。

■耐震基準

1981(昭和56年)	2000(平成12年)	
旧耐震基準	新耐震基準	(現行の耐震基準)
震度5強程度の地震で倒壊しない 耐震診断が必要	震度6強程度の地震で倒壊しない 性能検証法による確認が望ましい	震度6強程度の地震で倒壊しない 法改正により基準・条件が明確化